

盛期中世における植民法としてのドイツ法とその起源 ——ベネディクト・ジェンターラの論文紹介を中心として——

井内 敏夫

はじめに

本研究部会の総合テーマは「中世ロシアの法と社会」である。ポーランド史を専攻する筆者がロシア中世史の専門家を集めたこの研究グループに参加し、いささかなりとも貢献するにはどうすればいいのか、そのような問題を考えるとき、ポーランドとロシアを比較し得る材料を提供することも一つの道であろう。そのように意識するとき、思い当たるのはローマ教皇ヨハネ・パウロ2世の「二つの肺」で呼吸するヨーロッパ論である。「二つの肺」という隠喩で示唆されるのは、聖ベネディクトゥスのヨーロッパと、聖キリロスと聖メトディオスのヨーロッパである。教皇はこの「二つの肺」がもつ伝統の相違を認めた上で、ヨーロッパが健全な身体をもつためには二つの部分はともに必要であるとし、両者が排除と対立の関係ではなく、相互尊重と協同の関係にあるヨーロッパの実現を求めたのである¹。

聖ベネディクトゥスのヨーロッパの本質を考えると、重要なのは、自由人によって構成され、規約をもつ小さな自治的共同体を許容するという伝統であろう。周知のように、聖ベネディクトゥスは6世紀初めモンテ・カシノの山上に修道院を開き、「祈り、働け」をモットーとする戒律を定めて院長と修道士たちの共同生活を始め、その戒律はカール大帝やルイ敬虔帝の指導のもとでカトリック系の修道院規則の基本となった。ベネディクトゥスの戒律は序文と73の章からなり、服従、謙遜、沈黙など修道士が修道院共同体のなかで守るべき徳目の他、修道院内の職務分担、修道士の日常生活、修道士の受入規定や処罰規定など、修道院の組織・運営に関する諸規則を記している²。そこには、人間的な弱さへの配慮や労働の尊重など、それまでの修道院の伝統や古代世界の価値観とは違った理念が見られるほかに、共同生活における規則の必要性、すなわち法の必要性が明確にうたわれている。修道院長は修道士たちの集会で選ばれ、完全な権力をもつが、戒律としての法は院長の上に立つ。このような小さな法共同体としての修道院がカロリング期以来西欧の各地に存在するようになった。11～12世紀に西欧は経済・文化の活性期に入り、各地に小さな自治の共同体が誕生するに至るが、その際ベネディクトゥス修道会が自治団体の現実のモデルとして機能したことが今日つとに指摘されている³。

新しい自由な村と都市、これが11～13世紀の西欧に簇生した小さい自治共同体の基本である。土地の所有者は封建的な領主でありながらも、そこに居住する民は自由を維持し、法に基づく自治を享受できた。そしてその西欧的な自由な村と都市の仕組が「ドイツ法」

¹ Jerzy Kłoczowski, *Europa. Chrześcijańskie korzenie*, Warszawa 2004, s. 192–194. ミハイル・ゴルバチョフ（工藤精一郎、鈴木康雄訳）『ゴルバチョフ回想録（下）』新潮社、1996年、281–282頁。人体の隠喩で国家や社会を論じるヨーロッパの伝統については、甚野尚志『中世ヨーロッパの社会観』講談社学術文庫、2007年、第3章。

² ヨーロッパ中世史研究会編『西洋中世史料集』東京大学出版会、2000年、74–76頁。

³ Jerzy Kłoczowski, *op. cit.*, s. 64–66.

(*ius Teutonicum*) の名でポーランドをはじめとする東中欧にもたらされる。その伝達の役割を果たしたのが 13 世紀のドイツ東方植民であった⁴。だが、そのドイツ法は 16 世紀以降ウクライナやリトアニアといったジェチポスポリタの東方領域には広まるものの、モスクワ大公国が支配する地域には入らなかった。したがって、カトリック的ラテン的な文化圏に属するポーランドと正教的ビザンツ的な文化圏に位置するロシアとを比較し、その異同を探ろうとする場合、ドイツ法は一つの鍵となる現象といえよう。それゆえ、本報告書においては、わが国のドイツ法に関する理解度をも鑑み⁵、ベネディクト・ジェンターラ (1928-83) の 1978 年の論文、「11-12 世紀の西欧と中欧における入植運動を背景とする『ドイツ法』の源流と起源⁶」をドイツ植民に関する長い研究史の中に位置づけた上で紹介する。ジェンターラ論文は、その表題が示すように、植民法としてのドイツ法の内容を規定し、さらにその形成の歴史を紐解くものである。

I ポーランドにおけるドイツ植民とドイツ法の理解の歴史

ジェンターラは、ヨーロッパが現在のような姿を形成していく上で最大の推進力をもった要素の一つがドイツ法であったと述べている。それほどまでに位置付けられ得る可能性をもつだけに、ドイツ法ならびにこの法をもたらしたドイツ植民の実態とその評価をめぐる作業は、出発地を自認するドイツと到着地としての東中欧諸国の歴史家の間で長い間自国の名誉を賭した闘争の様相を呈してきた。この研究の歴史は早くから政治的思想的対立が絡み、様々な外的要因に左右されてきたのである。ドイツ側の流れに関しては千葉敏之氏の優れた論文⁷があるので基本的な点のみに止め、ここでは主にヤン・ピスコルスキとスワヴォミル・ガヴラスの著作⁸を参考にしながらポーランド側の動向について述べることにする。

東方植民に関するドイツの研究は、最初はシュレジエン (シロンスク) における地方史研究の課題として始まった。それがドイツ史の問題に組み込まれたのはようやく 19 世紀末のことであり、カール・ランプレヒトにならって「わが民族の偉業」と評価されるようになり、全ドイツ民族主義のイデオロギーの重要な構成要素となった。このイデオロギーのもとで徐々に歴史叙述の定型が形成されていき、1918 年以後それはさらに補強され、先鋭化されていくが、その枠内で唱えられた内容は次のようなものであった。植民が始まる前のポーランド社会は非常に低い発達段階にあった。ドイツ植民は平和的な過程であり、彼らは文化的に優位にあり、農業技術に改良をもたらし、初めてこの地域に都市をつくった。

⁴ ドイツ東方植民の過程については、バートレットによる後述の著作の他に、シャルル・イグネ (宮島直機訳) 『ドイツ植民と東欧世界の形成』彩流社、1997 年、がある。

⁵ R.バートレット『ヨーロッパの形成——950 年-1350 年における征服、植民、文化変容』法政大学出版局、2003 年では、訳者はドイツ法を「ドイツの法律」、あるいは「東ヨーロッパにおけるドイツの法律」と理解している。索引 29 頁。

⁶ Benedykt Zientara, *Źródła i geneza „prawa niemieckiego” (ius Teutonicum) na tle ruchu osadniczego w Europie zachodniej i środkowej w XI-XII w.*, „Przegląd Historyczny”, t. LXIX, 1978, zeszyt.1. s. 47-74. ジェンターラ氏はマリアン・マウオヴィスト教授の門下生であり、ワルシャワ大学の中世史の教授であったが、交通事故で惜しまれて世を去った。

⁷ 千葉敏之の「閉じられた辺境——中世東方植民史研究の歴史と現在」『現代史研究』49、2003 年、1-23 頁。

⁸ Jan M. Piskorski, „The Medieval “Colonization of the East in Polish Historiography”, in idem (ed.), *Historiographical Approaches to Medieval Colonization of East Central Europe*, East European Monographs, Boulder, 2002, pp. 97-105; Sławomir Gawlas, *O kształt zjednoczonego królestwa, Niemieckie władztwa terytorialne a geneza społecznoustrojowej odrębności Polski*, Warszawa 1996, s. 1-6.

また、1241年のタタール襲来による破壊とドイツ人入植者の数の多さとが強調され、さらには古ゲルマン人とドイツ人とを同一視して、中世のドイツ東方植民を故地への帰還とみる視点も提示された⁹。

これに対し、19世紀のポーランド史学にとって中心的なテーマはポーランド分割の原因論であり、ドイツ植民の問題もこのプリズムを通して見る傾向にあった。たとえば、ポーランドの近代歴史学の創始者とも位置付けられるヨアヒム・レヴェル（1786-1861）は、古代スラヴの民主主義が西欧的な封建制（領主制）の浸透によって破壊されたことがポーランドの没落の原因であるとする持論をもつが、植民の問題もこの観点から否定的に触れるに過ぎなかった。この他には、後の歴史叙述でも繰り返されることではあるが、植民は経済的な発達をもたらしたはしたが、多くのドイツ人植民者を招くことによって民族の生存を脅かすに至ったと述べている程度である。

ドイツ植民をスラヴの良き伝統の破壊と見なすレヴェルの見方は、ポーランド法制史学のパイオニアの一人であるヴァツワフ・マチュヨフスキ（1792-1883）にも受け継がれている。彼はフォン・サヴィーニーのゼミナールで学んだが、スラヴ主義者であり、ポーランドは当初は東方正教会の文化圏に属していたという見解を持っていた。そのマチュヨフスキが批判の鋒先を向けるのはポーランドの中世の君主たちであり、その理由は封建制の拡張を許しただけでなく、ドイツ人の植民者たちにポーランドの慣習を強制しなかったことにある。チェコの出身であるカロール・シャイノッハ（1818-68）は中世の植民をさらに厳しく批判した。名文家であり、邪悪なドイツ人というイメージの発達に一役買ったこのルヴフの歴史家によれば、ドイツ植民とは貪欲なドイツ人の東方への膨張であり、チュートン人とスラヴ人との間で繰り広げられた戦争の歴史の一局面であった。

しかし、このような論調が19世紀をつうじてポーランドの歴史学を蔽い尽くすわけでもなかった。1863-64年の1月蜂起が終息し、武装蜂起による民族解放運動が下火になると、ポーランドの没落は自国の罪であり、強力な君主制と力強い経済社会をもてなかったことに分割の原因があるとする思潮が優勢になる。歴史学においてその考え方を代表したのが、ユゼフ・シュイスキ（1835-83）の薫陶を受けたミハウ・ボブジンスキ（1849-1935）、カロール・ポトカンスキ（1861-1907）らのいわゆるクラクフ歴史学派である。彼らは1867年以降のガリツィアでオーストリアが認めた教育と文化の自治の恩恵を受けた人たちであり、ドイツの歴史学、とくにリヒャルト・レペル（1808-93）を中心とするシュレジエン（シロンスク）の地方史研究の影響を受けていた。レペルは、ドイツ語で最初の学術的なポーランド史を著したブレスラウ（ヴロツワフ）の歴史家であるが、その中にはシロンスクへのドイツ植民の研究が含まれており、そこで展開されるドイツ植民の影響力の大きさ、モンゴル襲来による破壊の規模、都市におけるドイツ人の優越、ドイツ法はドイツ人自身によってもたらされたという事実の指摘などがポーランドの学者たちの議論を規定していくことになる¹⁰。

もっとも、当初はほぼ全面的にドイツ史学に従属的であったクラクフ学派も次第にそこ

⁹ Gawlas, s. 1 i 97 (przepis 9)によれば、ランプレヒトの著作とは *Deutsche Geschichte*, Bd. 3, Berlin 1893 であり、また両大戦間期における総合的なドイツ植民の歴史書とは、K. Hampe, *Der Zug nach dem Osten. Die kolonialisatorische Grosstat des deutschen Volkes im Mittelalter*, Leipzig 1921; R. Kötzsche, W. Ebert, *Geschichte der ostdeutschen Kolonisation*, Leipzig 1937.

¹⁰ Piskorski, *op. cit.*, p. 99によれば、R. Roepell, *Geschichte Polen*, Hamburg 1840 は、2002年に K. Zernack の後書きを付けてポーランド語への翻訳版がポズナニで出版されている。

から距離を置くようにはなる。ポーランド中世史に関する多くの新しい史料の出版、ならびに 1871 年のドイツ帝国の成立後にプロイセン領ポーランドで強化されるドイツ化への動きに対する反発と警戒心がこの契機となっている。特に当時のドイツの政策に敏感に反応したのが政治家でもあるボブジンスキであるが、それでも彼は中世のドイツ植民に関しては、それが孕む危険性に気づきながらも、レペルとは異なる見地を取ることはなかった。

これに対し、ポトカンスキの著作は様々な面で新しい出発点を画する側面を持っていた。方法論の面では歴史学のみならず社会学や地理学、経済学や民族学などの関連学問を動員するとともに、当代の農村の景観を主要資料の一つとして利用するという遡及的な方法を用いた。新しい知見としては、彼はまず、ドイツ東方植民がヨーロッパ規模の植民運動の一端であったことをポーランドの歴史叙述において初めて示した。また彼は、ヨーロッパの東部地域の社会が、ドイツ植民を受け入れる際にはすでに、植民による改革を自らが十分に吸収できる程に発達し、準備ができていたことを強調した。エルベ中下流域の開発においてフランドル法とオランダ法といった植民法がそうであったように、ドイツ法も民族的属性を失ってドイツ人植民者自身と区別されるようになり、ポーランド人の農民にも適用されるにいたることがその点を物語っている。さらに彼は、貨幣経済への移行は在地の自生的な方法によっても実現されうることを指摘した。しかしそれにも関わらず、彼にあってもドイツ東方植民は高く評価すべきものであった。この過程はポーランドをはじめとする東中欧の社会と国家を西欧的なモデルに則って根本的に、かつ短期間の内に加速度的に改造することを可能にしたからである¹¹。

一方、同じガリツィアにあっても東方のルヴフの歴史学者たちはもっと慎重であった。ポーランド法制史の実質的な創始者であるオズヴァルド・バルゼル(1858–1933)と、ヤン・ルトコフスキと並ぶ社会・経済史のパイオニアであるフランチシェク・ブヤク(1875–1953)が力点を置いたのは、ドイツ植民やドイツ法に先行する在地の法に基づく植民の存在を証明することであった。ことにブヤクは、これまでドイツの研究成果を民族的な観点から解釈し直すことでほぼ満足してきた方法を変え、史料に基づく自前の研究で、前ドイツ植民期の村々が当時考えられていた以上に高い発達段階にあったことを証明しようとした。実際、ルゴタ(Igota、軽減の意)の名前を冠する村がシロンスクにはおよそ 90 も現存するように、ドイツ法の到来よりも前にポーランド的な植民法が誕生していたことは、現在ではポーランド史学の枠内だけの常識ではなくなっている。だが、ドイツ植民の到来よりも前にポーランド的な都市法が存在したとするいま一つのブヤクの命題は、1960 年代のカロル・ブチェクの研究によって徹底的に批判されるに至る¹²。

クラクフ歴史学派の論調と、ドイツ植民のみがポーランドの改革を促したわけではないとするルヴフの歴史家たちの見方とを冷静に統合する叙述が 1905 年に登場する。クラクフの法制史家で、ポーランド分割までの社会・政治制度を概観するスタニスワフ・クトシェ

¹¹ Piskorski, *op. cit.*, pp. 100–101 は、ボブジンスキとポトカンスキの代表的著作として、M. Bobrzyński, *Dzieje Polski w zarysie*, 1st ed. 1879, Warszawa 1986 と K. Potkański, „O pochodzeniu wsi polskiej” (1st ed. 1903), [w:] *Pisma pośmiertne Karola Potkańskiego*, t. 2, Kraków 1924, s. 346–87 を挙げている。

¹² Piskorski, *op. cit.*, p. 100, 102 は、この問題に関するバルゼルとブヤクの代表作として、O. Balzer, „O Niemcach w Polsce”, *Kwartalnik Historyczny*, 25, 1911, s. 429–54 と、F. Bujak, *Studia nad osadnictwem Małopolski*, 1st ed. 1905, Poznań 2001 を挙げている。K. Buczek, *Targi i miasta na prawie polskim (okres wczesnośredniowieczny)*, Wrocław 1964. ブチェクのこの面での論点については、拙稿「13 世紀ポーランドの都市改革と「ドイツ法」——1253 年のポズナンの「建設」特許状を中心として——」山本俊朗編『スラヴ世界とその周辺——歴史論集——』ナウカ、1992 年、231–232 頁で触れている。

バの『ポーランドの制度史概説.王冠編』である。彼はその中の「農民.ドイツ法による村の植民」と題する一節で、タターの襲来とドイツ植民との関係について、前者は後者の進行を加速させはしたが、決して原因ではなかったと述べ、また、同様に、自生的な植民はポーランドで発生したけれども、それが発達する前にフランドル人やドイツ人の植民が主流となったと指摘した。包括的には、巨大な変化をもたらしたのはドイツ植民であるが、真にドイツ人を主流とする植民であったのは初期の段階のみであり、その後はポーランド人の農民にドイツ法が適用されだすとともに、特に 1320 年以後のポーランド王国王冠の領域ではドイツ人はその後次第にポーランド化されていくと見るのである。しかし、法制史家としてのクトシェバは、都市法も含めて 13 世紀に至るまでポーランドには都市は存在しなかったというクラクフ学派の伝統的な見方を持ち続けた。ともあれ、ピスコルスキは、ドイツ東方植民に関するクトシェバのこの折衷的な総合をポーランド史学における一つの時代を締めくくるものと位置づけている¹³。

両大戦間期は、先述したような東方への文化的使命という精神の下でいわゆるドイツの「東方研究」(Ostforschung) が中世植民運動に焦点を定めていく時代である。「ヴェルサイユ・シンドローム」に陥ったドイツの歴史学に対し、国家を回復したポーランドにおいても対抗的な歴史研究が強化された。この過程で実証的な個別研究が進展し、植民運動やドイツ法の実態がより明確になってきたといえる。だが、ドイツとポーランドの双方の研究者は同じような問題を取り上げ、よく似た方法を取りながらも、まったく正反対の結論を導き出した。さらには、両者ともに民族の生物学的側面にますます重点を置き始めたこともこの時代の特色であった。

このような風潮の中にあって、学術的な個別研究を積み重ねながら学知の増進に大きく貢献したのが、戦間期から第二次大戦後にかけて研究生活を送ったカジミエシ・ティミエニエツキ (1887-1968) である。彼はクラクフのヤギェウォ大学の卒業生であり、ベルリンに留学してランプレヒトヤルドルフ・ケチュケに師事し、ワルシャワ大学とポズナニ大学で教授職を勤めた歴史家である。

彼は、ドイツ植民やドイツ法を扱う際にも、民族の優劣を判定することではなく、それが国家と社会の近代化にどのように作用したかという問題意識をもって望んだ。彼はまずポーランド都市の形成問題に関しては、法制度面と社会経済的側面とを区別することによって都市形成の植民理論に異議を唱え、自生的な進化論を対置した。また多くの小都市の研究に力を注いだことも特筆に値する。ドイツ植民をインムニテート運動、つまりは荘園形成の過程の一端とする見方も彼は提示した。したがって、それはとりわけ封建的大土地所有の発達と関係するものであり、小土地所有が支配的な地域には見出せない現象ということになる。さらに、ドイツ法の普及とドイツ人植民者の規模は相互に関連するわけではなく、別問題であることも明確に指摘した。ドイツ法が普及するのはそれが主として既存のポーランド人の定住地域に適用されていくからであって、それにもかかわらず、ドイツ人の植民とドイツ法の普及とを無原則に同一視する結果、植民の民族的側面を強調することになるのである。それゆえ、比較的大きな都市におけるドイツ的要素の優位は動かないが、ドイツ人の大量移住はなかったと見る。加えて、ドイツ植民がもたらした経済的法的改造とは西欧的な土地領主制のシステムの導入であり、ドイツ法とはドイツ人によるそ

¹³ Piskorski, *op. cit.*, p. 100, 102. S. Kutrzeba, *Historia ustroju Polski w zarysie. Korona*, 1st ed. 1905, Poznań 2001.

の伝達手段にすぎないとも指摘した。戦後の著作では、ポーランドにおけるドイツ法の土地面積単位であるワン (łan) の語源を援用して、史料用語であるドイツ法の代りに「農民的封土、農民的レーエン」(lenna chłopskie) という概念の使用をも提案した¹⁴。

このようにティミエニエツキが提示した様々な新しい観点は的を射た面も多く、後の研究者たちを刺激することになる。だがその反面、ドイツ植民の画期的な性格を弱める傾向は否めないし、その上、彼の中世全体にわたる長年の膨大な研究成果には史観のかなりの変化があり、正確な像を把握し難いところがある。それゆえ、戦中・戦後の特殊な政治状況の中で、彼の著作自体もポーランド史学の民族主義的で一方的な歴史記述を支える権威として利用されることになる。周知のように、ポーランドは第二次大戦で未曾有の人的損害と破壊を被っただけでなく、新しいポーランド国家はヤギェウォ朝と第一ジェチポスポリタの歴史の過程で営々として築き上げてきた東方領土を放棄し、代ってドイツ東方植民を通じてドイツ化されてきた下シロンスクやポモジェ、東プロイセンの諸地方を国土とすることになった。このことが相互不信を増幅し、両国の歴史学の前線に新たな火をつけることになる。ポーランドの中世史家にとっては、西方と北方の新領土をピアスト朝以来の「回復された土地」として立証することが使命となるのである¹⁵。

そのような状況下にあってもマリアン・フリードベルグの著作のように、ポーランドへのドイツの影響を論じる中でドイツ植民の問題に多くを割き、客観性と実証性を失わない研究もあった。しかし、戦後の潮流を知るためには、「西方研究所」(Instytut Zachodni) とズジスワフ・カチマルチクの著作に触れておくだけで十分であろう。前者は、「回復された土地」という公式のイデオロギーを構築するために中世史家のジグムント・ヴォイチェホフスキによってポズナニに設置された研究組織であり、『西方展望』(Przegląd Zachodni) を機関雑誌として発行した。一方、『オドラ川以東へのドイツ植民』と題する 1945 年のカチマルチクの書物は、ポーランドで最初の包括的なドイツ植民の歴史書であり、細部においては実証的で多くの場合信頼の置けるものではあるが、評価や解説の段では政治的傾向が前面に出ていた。ドイツ植民は西欧で形成された既成のモデルをポーランドの地に移植する過程であるが、その移植はドイツ植民の仲介がなくても起こり得た。それゆえ、ドイツ法も「西ヨーロッパ法」(prawo zachodnioeuropejskie) という名称に代えるべきであるという。また、中世ドイツの裁判法をドイツ法の構成要素と見なし、そこに見られる拷問による立証と刑罰の残酷さを挙げてドイツ法の道徳性の低さを指摘し、さらにはドイツの植民者は政治的膨張の露払いであったと断定される¹⁶。

次いで 1949/50 年頃から歴史学をマルクス主義的に改造しようとする政治的圧力が強まるが、それは、ドイツ植民とドイツ法の役割を最小限化しようとする方向をまったく別の

¹⁴ Gawlas, *op. cit.*, s. 2 i 98. この関係でガヴラスが挙げているティミエニエツキの著作は次の通り。Zagadnienie początków miast w Polsce, *Przegląd Historyczny*, 21, 1917–18, s. 319–345 (przedruk [w:] tenże, *Pisma wybrane*, Warszawa 1956, s. 207–228); Prawo niemieckie a immunitet sądowy i jurysdykcja patrymonialna w Polsce średniowiecznej (Przyczynki do dziejów genezy poddaństwa chłopów), *Przegląd Prawa i Administracji*, 45, 1920, s. 117–149; Organizacja rzemiosła wczesnośredniowiecznego a geneza miast polskich, *Studia Wczesnośredniowieczne*, 3, 1955, s. 13–32; *Procesy twórcze formowania się społeczeństwa polskiego w wiekach średnich*, Warszawa 1921, s. 32–85; *Historia chłopów polskich*, t. 1–3, Warszawa 1965–69; *Dzieje Niemiec do początku ery nowożytnej*, Poznań 1948; *Polska w średniowieczu*, wyd. 2, Warszawa 1962; *Lenna chłopskie czy prawo niemieckie*, *Roczniki Historyczne*, 20, 1951–1952/55, s. 59–114.

¹⁵ Piskorski, *op. cit.*, p. 104.

¹⁶ Gawlas, *op. cit.*, s. 2–3, 99. M. Friedberg, *Kultura polska a niemiecka. Elementy rodzime a wpływy niemieckie w ustroju i kulturze Polski średniowiecznej*, t. 1, Poznań 1946. Z. Kaczmarczyk, *Kolonizacja niemiecka na wschód od Odry*, Poznań 1945.

方法論で強化することとなった。ポーランドだけでなくスラヴの中世の諸制度は外部からの導入ではなく、自生的なものであったと主張され、結果として、ドイツ植民はスラヴの農民大衆に対するドイツ封建勢力の露払いではなく、侵略そのもの、「東方への衝動」(Drang nach Osten)の考察対象として位置づけられるようになる。

だが、ポーランドでは1956年のポズナニ事件を経て1960年代になると、このような傾向は徐々に見直され始める。ピスコルスキによれば、ドイツ植民の問題でこのイニシアティヴを取ったのが、前述のブチュクとスタニスワフ・トラフコフスキ、そしてジェンターラである。ドイツでもケチュケの後を受けたヴァルター・シュレジンガーの姿勢に変化が見られ、またヘルベルト・ルダートの薫陶を受け、両国中世史学の架け橋の役割を担うに至るクラウス・ツェルナックが登場する。1969年の西独でのブランツ政権の成立で両国の史学の間でも対話が進むことになる。その最初の成果が、1970年と72年、ボーデン湖のライヒェナウ島で開かれた国際会議とその討議資料の公刊であった。この会議では、バルト海からアドリア海にいたる地域でのドイツ植民の実態、ならびに全ヨーロッパ的なパースペクティヴを得るために北スペイン、南フランス、低地諸邦、ルーシにおける同様の現象に関する検討が行なわれた¹⁷。ドイツ法の本質とその誕生過程を論ずる1978年のジェンターラの論文を以下に紹介するが、この論考はこのライヒェナウ会議の延長上に位置するものなのである。

なお、紹介にあたっては、筆者自身が多少の情報をも付け加えている。この論文で利用されている史料・文献のうちで筆者が直接確認したのは、UEQ¹⁸とQGdB¹⁹所収の証書だけであるが、ジェンターラの論拠を示すために彼が利用した主要な典籍を注記する。SUB²⁰所収の史料や近年のポーランド語の文献は筆者自身が補ったものである。また、ジェンターラは論文の冒頭でドイツとポーランドの研究史について簡単に触れているが、その論旨は上記のものと概ね重複するので省くことにする²¹。

II ドイツ法とその起源・源流

(I) ドイツ法の本質

「ドイツ法」(ius Teutonicum, ius Teutonice)という概念が最初に史料に現れるのは、ポーランドのシロンスクとチェコにおいてである。その初出は、下シロンスクで1221年、上シロンスクで1222年、チェコで1226年である²²。1221年の文書は、シロンスクのヘンリク髭公がヴロツワフの聖マリア修道院にドイツ法による村の建設を許可した特権状であり、「余は、ブディスフとクリドリナの二つの村に滞在する彼らの外来民にドイツ法を与

¹⁷ Piskorski, *op. cit.*, p. 104-5; Gawlas, *op. cit.*, s. 4-5. ライヒェナウ会議の報告書は、*Die deutsche Ostsiedlung des Mittelalters als Problem der europäischen Geschichte. Reichenau Vorträge 1970-72*, hg. W. Schlesinger, Sigmaringen 1975.

¹⁸ *Urkunden und erzählende Quellen zur deutschen Ostsiedlung im Mittelalter* (以下 UEQ と略記), wyd. H. Helbig, L. Weinrich, t. I, Darmstadt 1968, t. II, Darmstadt 1970.

¹⁹ *Quellen zur Geschichte des deutschen Bauernstandes im Mittelalter* (以下 QGdB), wyd. G. Franz, Darmstadt 1967.

²⁰ *Schlesisches Urkundenbuch* (以下 SUB), wyd. W. Irgang, t. I, Wien-Köln-Graz 1971, t. II, Wien-Köln-Graz 1977.

²¹ ただ、ジェンターラは、ドイツ法に代る名称として「西ヨーロッパ法」の他に、「永代借地法 prawo emfiteutyczne」、「地代法 prawo czynszowe」という提案が過去のポーランド史学であったことを記している。

²² 順に、UEQ II, nr 10; UEQ II, nr 21; UEQ II, nr 94. ジェンターラは、より古い年号を持つ文書で、ドイツ法の名称が現れるものはいずれも偽造と判断している。

える²³」と述べている。一方、1222年の史料は、オポレ公カジミエシがヴロツワフ司教座教会に付与した証書であるが、「余は、聖ヤンの領地であるウヤズドにおいてドイツ法または別の方法に基づいてドイツ人あるいは別の外来民を定住させることに関し、完全な自由を与える²⁴」とある。この二つの特権状から分かるように、すでにドイツ法の享受資格はドイツ人という民族的属性から離れているが、この数年後の1228年にはポーランド人の入植にも適用されるようになり²⁵、13世紀半ばには既存のポーランド人村の改革にも利用されるに至る²⁶。また、ドイツ法は村だけでなく、都市的な集落の建設にあたっても同様に適用された²⁷。

シロンスクでは13世紀中に134の大小の都市がドイツ法に基づいてつくられ、同世紀末までに都市のネットワークはほぼ完成した²⁸。一方、1320年に再統一されるポーランド王冠の領域では15世紀末までに688都市が誕生する²⁹。村については、ジェンターラは、ポーランドの村の大半がドイツ法に基づいて改革されていたと述べている。さらに、16、17世紀になるとドイツ法は、リトアニア、ベラルーシ、ウクライナへと広がり、国内植民と経済的再編のための方式として利用された。

ジェンターラはドイツ法によるこうした都市や村の新たな建設や改革を高く評価し、「中欧」の経済発展と社会の再編に特別な役割を果たしたと位置づけるが、ポーランドの証書などでは上記の例に見られるようにただドイツ法と書かれるのみで、ドイツ法とは何か、どのような要素を含むのか、という重要な点についてはほとんど何も真正面からは説明されていない。君主が領主に与える建設許可の特権状にしろ、君主をはじめとする土地領主が都市や村の建設を請負う者（建設請負人）に授与する証書にしろ、そこにほぼ常に記されるのは、国家や直接の土地領主に対する建設請負人の義務と特典の内容であって、一般の入植民に関しては後者の特権状に地代の額や地代の免除期間等が記される程度である。

だが、ジェンターラはドイツ法の本質について自ら史料を精査してこれを定義づけているわけではない。この問題の究明のためには、ドイツ法の名を冠する史料だけでなく、次節で検討されるドイツ法の前段階の植民法をも総合して考える必要があるが、その作業

²³ SUB I, nr 211: concessimus ius Theutonicale hospitibus eorum manentibus in Budissow et in Cridlina in utraque villa ...

²⁴ SUB I, 222: concedo libertatem plenariam in territorio beati Iohannis in Viasd ad locandum Teutonicos vel alios hospites in iure Teutonico vel alio modo ...

²⁵ SUB I, 297: 1228年、シロンスクのヘンリク髭公がヴロツワフの聖マリア修道院に与えた特権状。„concessimus eisdem locare iure Teutonico, quotquot poterint locare villas in dicta hereditate, et quia confinium terre nostre est, dedimus ibidem seu Theutonicis seu Polonis libertatem et facultatem manendi et locandi, ...”（余は、ドイツ法に基づいて建設すること、その相続地に可能な限り多くの村を建設することを許可した。そして余の領国の境界内なので、余は、そこにドイツ人あるいはポーランド人を以て住ませ、建設する自由と権限を与えた。）

²⁶ Karol Modzelewski, *Chłopi w monarchii wczesnopiastowskiej*, Wrocław 1987, s. 247–248; SUB II, nr 340 (1247年); SUB II, nr 339 (1247年)。

²⁷ たとえば、クラクフ司教座聖堂参事会の編年誌は1257年の出来事として、クラクフ市の建設を記し、„Cracoviensis civitas iuri Theutonico traditur ...”（クラクフ市はドイツ法を与えられ）と書いている。Jerzy Wyrozumski, *Dzieje Krakowa*, t. 1, Kraków 1992, s. 160。

²⁸ Sławomir Gawlas, *op. cit.*, s. 83。

²⁹ ヘンリク・サムソフヴィチによれば、その大半は人口1000人以下の小都市である。人口8,000人から35,000人までの都市：6都市、総人口89,000人；人口8,000人から2,000人までの都市：88都市、総人口178,000人；人口2,000人から1,000人までの都市：231都市、総人口237,000人；人口1,000人から400人までの都市：363都市、総人口141,200人。総都市人口は645,200人（16,6%）、総人口は3,875,000人と推定している。Maria Bogucka, Henryk Samsonowicz, *Dzieje miast i mieszczaństwa w Polsce przedrozbiorowej*, Wrocław 1986, s. 119–121。（同書の総計の数字には多少誤りがある。）

自体は、すでに 1941 年のルドルフ・ケチュケの論考³⁰で行われているからである。ただ、彼はこの問題で二つの点を強調している。一つは、植民者たちが故地から持ってきた独自の法的慣習（ザクセン・シュピーゲルに代表される裁判法）をドイツ法の最も重要な要素として見ようとする見解への批判である。この見方は、法制史家や後に書かれた「ドイツ法」の集成を研究する人たちが主として掲げてきたものである。しかし、都市や村の法廷がどのような慣習を使うかは二義的な問題であり、建設特権状などで調整されうる事柄である。実際、ザクセン・シュピーゲルやマグデブルクの成文都市法（Weichbild）の中に含まれる法的慣習は、ポーランド人の村ではほんの一部でしか用いられなかったし、リトアニア大公国でのドイツ的な法的慣習の利用はさらに少ない。

ケチュケやジェンターラによれば、「ドイツ法」とは、帝国の様々な地域で生まれた多様な法的慣習のことではなく、村の組織と農業技術に関する一定の型（都市においては同様の組織上ならびに都市計画上の規定）をも包含し、多様な要素からなる植民特権である。その植民特権のなかでも最重要の要素は、人格の自由、定額の地代の支払という条件の下での土地の相続権と処分権（自由な相続的土地保有権）、そして司法上の自治である。ジェンターラは、この三つの要素をドイツ法の一般原則と認識している。ドイツ法といえれば必ず含まれる共通の要素だからである。

彼がドイツ法の本質ならびに意義として強調するいま一つの点も、この共通の要素と関係するのであるが、それは、植民法としてのドイツ法のなかで、人格の自由と自由な相続的土地保有権とが結びついていることである。封建化が進行する中世社会においては、自由人であっても、他人の土地に居住する者はその定住によって自由を喪失するおそれがあった³¹。しかるに、ドイツ法による植民者は、領主の土地に入植するにもかかわらず、自分の開発地を持分地として子孫に相続できるだけでなく、人格の自由を失わずにその利益権を売却なりして余所の土地に移ることもできる。

（Ⅱ）ドイツ法の起源

チェコには、ソビエスワフ 2 世公が 1176-78 年頃にプラハのドイツ人に与えた特権状³²があり、その特権は「ドイツ人たちの法と権利」（*lex et iustitia Theutonicorum*）というようにドイツ法と類似する名称で呼ばれている。しかも、この証書はこの慣習が 100 年前のヴジェティスラフ 2 世王（1061-1092）の決定に遡ると述べている。この *lex et iustitia Theutonicorum* がドイツ法へと発展するのであろうか。回答は否である。このプラハのドイツ人が得た特権は、西欧に古くから見られる外来商人団がもつ商人法と同様に、商人の人身（手工業者が含まれる場合もある）のみを対象とする自由と司法上の自治の保障であった。13 世紀のドイツ法に向う前提条件とは、自由で相続権のある土地保有と、特権的な人々が居住する地域が領域をもつ司法共同体として在地の支配組織から分離すること、この二つが醸成されることであるが、チェコやポーランドでは 13 世紀までにそのような植民法は

³⁰ R. Köttschke, *Die Anfänge des deutschen Rechtes in der Siedlungsgeschichte des Ostens (Ius teutonicum)*, „Berichte über die Verhandlungen der Sächsischen Akademie der Wissenschaften zu Leipzig“, Philologisch-historische Klasse XCIII, 1941, z. 2.

³¹ F. Rörig, *Luft macht eigen. Eine verfassungsgeschichtliche Studie*, [w:] *Festgabe G. Seeliger zum 60. Geburtstag dargebracht*, Leipzig 1920, cyt. według przedruku [w:] *Deutsches Bauerntum im Mittelalter (Wege der Forschung, Bd. CCCXVI)*, Darmstadt 1976, s. 232 nn.

³² UEQ, II, 93.

自生的には生まれていない。

それでは、ドイツ法の直接の起源となる植民法はどこで誕生し、どのような過程を経てポーランドやチェコに辿りついたのか。そしてさらには、植民の自由の根幹ともいえる人格の自由と土地の相続的保有権とが結びつく源流は何処にあるのか³³。この二つがジェンターラにとって次の問題となる。

フランドルやオランダ、そしてドイツの歴史家は、ライン川とセーヌ川の間の経済的先進地域における植民と、ライン中流域のヘッセンで始まる森の開墾とにドイツ法の直接の起源を求める研究を行ってきたが、ジェンターラによれば、これは正しい³⁴。しかし、植民法の起源の研究はそう容易なことではなかった。フランドル人とオランダ人の植民者がヴェーザー川とエルベ川の下流、エルベ中流のマグデブルク大司教座の領地、ブランデンブルク、マイセンといった北西ドイツと東部ドイツに入った 12 世紀の証書は比較的多くあるが、初期の入植法は口頭による約束の形で発達したからである。

幸いにも、前者のフランドルやオランダでの植民運動に関しては、土地領主が農民のグループに土地を与え、土地用益の自由な相続権を認めた最古の証書と考えられる史料が残っている。それは、952 年、トリーア大司教のロトベルト (Rotbert) が発給した特権状である。この文書によれば、大司教はモーゼル川の支流リーザー河畔にあるビトガウの直領地の土地 (terram indominitam) を教会の荘司 (villicus) のヴィドとその仲間 (cum suis paribus) にブドウ畑の設営を目的として与えた。地代の支払はブドウ畑ができあがったあとからであり (Postquam autem constructae erunt)、わずかに年ワイン 4 シトゥラ (situla、バケツ、手桶) であった。しかも、このグループへの司法上の自治権の付与については不詳であるが、その地代の支払いを条件に、経営地の相続権のみならず、贈与・交換・売却・その他の方法での土地の処分が彼らとその子孫たちに明確に認められている³⁵。

ライン下流・モーゼル川の間地域では 11 世紀においても依然史料上の見とおしは不透明ではあるが、それでも、植民の自由 (定額地代を条件とする土地の相続的保有、人格の自由、それに自治さえも) を享受するかなり多くの数の農村集落がすでに存在していたと判断することができる。この地域では植民村の新しい制度を表現すると見られる村名が現れる。当時のルクセンブルクの地域、アイフェル高原とヴェスターヴァルド (Westerwald) から北のライン川沿岸地域、フランドルの地域では libertates, franchises, Freiheiten,

³³ 司法上の自治が商人法にあることは明らかである。

³⁴ ジェンターラがあげる重要な文献は以下の通りである。H. van den Linden, *De Cope, Bijdrage tot de rechtsgeschiedenis van de openlegging der Hollands-Utrechtse laagvlakte*, Assen 1956 i rec. A. Verhulsta, „Revue Belge de Philologie et d’Histoire“ 34, 1956, s. 161 nn; A. Verhulst, *Die Binnenkolonisation und die Anfänge der Landgemeinde in Seeflandern*, [w:] *Die Anfänge der Landgemeinde und ihr Wesen*, t.I, (Vorträge und Forschungen VII), Stuttgart 1964, s. 447 nn; J. van Winter, *Die Entstehung der Landgemeinde in der Holländisch-Utrechtschen Tiefebene*, tamže, t. I, s. 439 nn; F. Petri, *Zum Problem der herrschaftlichen und genossenschaftlichen Züge in der mittelalterlichen Marschsiedlung an der flämischen und niederländischen Nordseeküste*, [w:] *Historische Forschungen für W. Schlesinger*, Köln-Wien 1974, s. 226 nn; tenze, *Entstehung und Verbreitung der niederländischen Marschkolonisation in Europa (mit Ausnahme der Ostsiedlung)*, [w:] *Die deutsche Ostsiedlung des Mittelalters als Problem der europäischen Geschichte*, „Vorträge und Forschungen“, t. XVIII, Sigmaringen 1975, s. 695 nn; W. Schlesinger, *Bäuerliche Gemeindebildung in den mittelbischen Landen im Zeitalter der mittelalterlichen deutschen Ostbewegung*, [w:] *Die Anfänge der Landgemeinde und ihr Wesen*, t.II, (Vorträge und Forschungen VIII), Stuttgart 1964.

³⁵ QGdB, nr 45: sub ea nimirum ratione, ut ab hac die ipsi et posterii suorum more hereditario habeant potestatem deinceps tenendi, donandi, commutandi, vendendi et quicquid voluerint faciendi. (明らかにその条件のもとで、この日より、彼ら自身とその後継者たちは、相続の権利に基づいてその後も引き続いて保有したり、贈与したり、交換したり、売却したり、欲することを行なったりする権限をもつ)。

Vrijheiden (自由)、上述の山地から南の地域では *vallis, val, Tal* (谷)、ロマンス語の地域である 12 世紀のブラバントでは *villes neuves* (新村) といった村落名である。リエージュ司教が都市のフイ (Huy) に与えた現存最古の都市特権状でも、その都市に与えた自由を単に *libertas ville* と表現していることから、「自由」(*libertas*) などの言葉で表現される集落での植民の自由の原則は、すでに 11 世紀には多かれ少なかれ確定しているものと考えられる³⁶。

また、この 11 世紀にはフランドル、次いでオランダの沿海地域で干拓事業が始まったと見られる。もっとも、フランドルでの干拓事業の始まりを知り得るのは 13 世紀の記述史料からであるが、ランスの大司教ゲルヴァージイが、その叙述においてフランドル伯ボードワン 5 世 (Baldwin V, 1036–1067) の土地改良と入植事業を称賛し、伯は未利用地を自然に肥沃な土地よりももっと肥沃な土地にしたと記している³⁷。さらに、12 世紀のカール善良伯 (Karol Dobry) や、アルザス家出身の最初の伯であるディートリヒ (Dytryk) やフィリップ (Filip) も大規模な改良事業を行なった君主として記憶にとどめられている³⁸。ジェンターラはこうした干拓事業に従事したのは伯が呼び寄せた外来民、別けてもフリース人の農民であり、また干害設備の管理といった彼らの複雑な仕事を考えると、この頃に自治の慣習が確立したものと判断している。オランダでの植民運動については、フランドルからもたらされた自由で相続的な借地の原則を使ってすでに 10 世紀に未利用地の開発が始まったとする見解もあるが、遅くとも 1063 年以降に旧ライン川から北で植民運動が展開されたという事実は動かしようがなく、そこで形成される植民の自由の原則が後にヴェーザー川とエルベ川の流域で展開する「オランダ法」の直接的な源となる³⁹。

そのオランダ人のヴェーザー川下流域への入植を最初に確認できるのは 1106 年の証書である。これは、ハンブルク・ブレーメン大司教のフリードリヒが旧ライン川東岸近くの 3 カ村 (Leimuiden, Rijnsaterwoude, Esselijkerwoude) から呼び寄せたオランダ人入植者と契約したものであり、「未耕作で、湿地で、我々在地の者にとっては不要の土地」(*terram ... incultam paludosamque, nostris indigenis superfluum*) を耕地化することが目的であった⁴⁰。そこには、地代額 (1 マンスにつき年 1 デナリウス) やマンスの縦横の長さ、教会十分の一税に関する取決めの他に、興味深いことに、裁判上の自治⁴¹、および人身の自由と土地の相続権⁴²という後のドイツ法の 3 原則が明確に保障されている。

植民の自由の次なる発展段階は「オランダ人たちの法」という表現の登場である。1149 年、ハンブルク・ブレーメン大司教のハルトヴィクが二人の建設請負人のヨハンネスとシ

³⁶ F. Steinbach, *Stadtgemeinde und Landgemeinde*, „Rheinische Vierteljahresblätter“, 13, 1948, s. 26.

³⁷ *Ex miraculis S. Donatiani Brugensibus*, ed. O. Holder-Egger, MG SS. t. XV, cz.2, s.854 nn.

³⁸ *Actes des comtes de Flandre 1071–1128*, wyd. F. Vercauteren, Bruxelles 1933, nr 87, 105.

³⁹ この北ドイツ一帯におけるオランダ法やフランドル法の展開に関する研究者として、A. v. Werseb, H. de Borchgrave, R. Schroeder, J. van Winter, W. Schlesinger の名が挙げられている。

⁴⁰ UEQ I, nr 1. ただし、A. Koch (wyd.), *Oorkondenboek van Holland en Zeeland tot 1299*, t. I, 's-Gravenhage 1970, nr 334 は、この証書の発給年を 1113 年と修正しているようである。

⁴¹ *Iudicia et placita secularis legis ne ab extraneis preiudicium paterentur, ...* (世俗の法の裁判と判決は余所者による予審にさらされてはならない)。*Maiorum placita sive iudicia rerum, si ipsi inter se diffinire nequirent, ad episcopi audientiam referrent, ...* (大きな問題の判決や、彼らの間で解決できない問題の裁判は司教の裁定に付すべし)。

⁴² *quibus iam sepe dictam terram secundum seculi leges et prefatam conventionem concedimus, et ipsorum heredibus post ipsos* (彼ら、ならびに彼らの後の彼らの相続人たちに上述の土地を俗界の法とこの約定にしたがって与える)。人身の自由については、この文書が契約 (*pactio*) と呼ばれていることから明らかである。

モンに発給した特権状⁴³では、湿地の干拓に従事する植民者たちが享受する法が、「シュターデの周辺のアランダ人たちが持つことを常としている法」(iustitia ... qualem Hollandensis populus circa Stadium habere consuevit) と記されている。オランダからやってきた入植者たちが持ち込んだ方式であるから、在地の人々がそれを「オランダ人たちの法」と呼ぶようになったのであろうが、その名の下で理解されていたのが、オランダ人植民者が祖国からもってきた独自の裁判法と、とりわけ、彼らが享受し得る一連の諸特権、すなわち、人格の自由、定額の地代給付を条件とする相続的な土地保有、そして司法上の自治であったことは容易に推察できる。

しかし、この「オランダ人たちの法」という名称はこの植民の自由が出身地や民族性と深く結びついていることを示唆している。ドイツ法へと至るにはこの植民法がこうした民族的属性から離れる過程が必要であるが、その過程は同じ頃にすでに進行していたといえる。その第一歩は「オランダ人たちの法」と「フランドル人たちの法」との混同という現象である。1152年、ナウムブルク司教ヴィフマン(biskup naumburski Wichmann)は、その証書の中で、前任の司教が呼び集めた「オランダと呼ばれる国からのある人々」に特権を与えたと記している⁴⁴が、しかし、他の文書と照合すれば、同じ頃、この領内にはフレミング(en) (Flemmingen) という名前の村が存在していた。つまり、そこには入植者にフランドル人がいたということであるが、オランダ人とフランドル人のこの混同が意味するのは、第一にフランドル人の植民者も同じような植民法を享受していたこと、そして第二に、証書の発給者をはじめとする在地のドイツ人にとっては、外来民の出身地はどのように、重要なのは彼らの区別され、特権化された地位であり、その地位が「オランダ人」あるいは「フランドル人」という言葉で表現されたという点であろう。その結果、「フランドル人と呼ばれるオランダ人」(Hollandini qui et Flamingi nuncupatur) という珍妙な表現も登場するようになるという。

ドイツ法と同様にオランダという言葉に形容詞が用いられた形での「オランダ法」(prawo holenderskie) の名称が初出するのは、1171年、ザクセンのハインリヒ獅子公の証書⁴⁵である。この特権状には、建設請負人のフリードリヒ・マッケンシュテット(Friedrich Mackenstedt)は、プリンクムとマッケンシュテットとフフティグの間の「沼沢地をだれであれ借地農に、その借地農自身及びその相続人たちがオランダ法に基づいて保有すべきものとして与える」(paludem ... venderet quibuslibet emptoribus sibi et suis heredibus iure Hollandico possidendam) ことができる、とある。沼沢地の干拓事業に従事する者は、誰であれオランダ法を享受できるのである。こうして植民法がオランダ人やフランドル人という特定の外国人から離れ、ドイツ人の農民植民者にも適用され得るようになってはじめて、ドイツ法という概念が誕生し得る素地が整ったといえる⁴⁶。なお、同じ語形の「フランドル法」という名称が史料に現れるのはもっと早く、1159年のことである⁴⁷。また、この二

⁴³ UEQ I, nr2.

⁴⁴ UEQ I, nr 5: cuidam populo - - de terra que Hollanth nominatur

⁴⁵ UEQ I, nr 3.

⁴⁶ J. van Winter, *Vlaams en hollands recht by de kolonizatie van Duitsland in de 12^e en 13^e eeuw*, „Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis”, 21, 1953, s. 209 n; E. v. Schwind, *Zur Entstehungsgeschichte der freien Erbleichen in den Rheingegenden und den Gebieten der nördlichen deutschen Kolonisation des Mittelalters*, Breslau 1891, s. 136 n.は、ハンブルク大司教 Adalberon の 1142 年の特権状 (UEQ I, nr 24) にすでにオランダ法をモデルとした在地の農民による植民を見ている。この証書には、非自由人 niewolni も登場するし、また農民の土地に対する封建領主の権利がより強く強調されている。

⁴⁷ UEQ I, nr8 (1159): Flamiggis ... iure

つの植民法が一定の集落・耕地形態をもっていたことはいうまでもない。湿地の場合は、いわゆる湿地干拓村（Marschhufendörfer）であり、普通の原野の場合には、規則的な3圃制の耕地形態と小さな道に沿って作られる集落である。シロンスクへのこうした系統の植民法の到達自体については、シロンスクの史料にフランドル・マンスやフランドル法の名称が現れることで確認できる⁴⁸。

以上のように、低地諸邦から東へと向う植民の流れは12世紀の史料で比較的良好に跡付けることができるが、ドイツ法のいま一つの直接的な起源であるフランケン法（*prawo frankońskie*）系の潮流の始期と発達についてはあまりよく分からない。この南の方の流れはほとんど証書史料を残さない植民運動であったからである。

カール・クレシエルは、ヘッセンで始まる森の開墾とそこでできあがると見られる「森の法」（*Waldrecht*）が「フランケン法」の元であるとの仮説を立てている⁴⁹。実際、森林開墾の植民法としての「森の法」の名とその内容が詳細に分かるのは13世紀の証書からであるが、ヘッセンの初期植民運動の姿を垣間見ることのできる12世紀の史料がまったくないわけではない。その史料はヘッセンのフルダ修道院の伝承であり、それによれば、1128年に修道院長のハインリヒがヒュンヘルド（Hünfeld）近くのブラムフォルスト（Bramforst）の農民たちに植民の自由を付与したという。この植民の自由に「森の法」という名が付けられていないところにこの植民自体の初期性を読み取ることができるが、その内容は、12年間の地代免除、その後定額の貨幣地代（年20 *talenta*）、選出される荘司（*villicus*）の権力の下での裁判上の自治、そして植民者の開墾地は相続税（*Besthaupt, danina spadkowa*）を支払うことで可能というものであった⁵⁰。植民集団の司法上の自治は認められているものの、相続税の支払に見られるように、植民の自由はまだそう大きくはない。

また12世紀初めにはこの植民運動がフランケンを超えて下ザクセンやチューリンゲン、さらにはマイセンへと広がっていたこともかすかに知りうる。ヒルデスハイム司教ベルナルドが、1133-37年頃、前任の司教の一人であるウド（Udo, 1079-1114）が下ザクセンのエッセルハウゼン（Escherhausen）の植民者に認めた法を確認した特権状がある⁵¹。彼ら入植者の出身地は記されていないが、在地の従属的な「教会の民」（*homines ecclesie*）と区別され、*advene, advena populus, exules*（外来民）と記されている。ジェンターラは、この外来民をフランケン人あるいはヘッセン人とみているが⁵²、植民者の自由はいまだかなり制限されている。内容は、上記のブラムフォルストの特権に近いが、司法上の自治が認められていない。ブラムフォルストの場合は、植民者が荘司を自分たちで選ぶのに対し、エッ

⁴⁸ SUB, II, nr128 (1237年): *quod Petro sculteto de Nyza dedimus ad locandum duocentos mansos Flamingos de nigra silva et dambrova adiacenti fluvio Nyza ...* (余〔ヴロツワフ司教トマシュ1世〕は、建設請負人のニサのペーテルに建設のためにニサ川のそばの黒い森とドンブロヴァの森から200フランドル・マンスを与える)

UEQ II, nr32 (1259年): *... Henrico sculteto nostro, dedisse villam nostram Pogalov iure Flamingico ad locandum,* ([余、シロンスク公コンラッドは]、余の建設請負人のヘンリクにフランドル法に基づいて建設すべきものとして余のポガロフ村を与えたこと...)

⁴⁹ K. A. Kroeschell, *Rodungssiedlung und Stadtgründung. Ländliches und städtisches Hagenrecht*, „Blätter für deutsche Landesgeschichte”, 91, 1954, s. 72, przyp. 98. 「森の法」は *ius silvaticum, ius nemorale*, 時々 *ius indaginis* と記される。

⁵⁰ *Traditiones et antiquitates Fuldenses*, wyd. E. Dronke, Fulda 1844, c. 67, 145 n.

⁵¹ UEQ I, nr 23.

⁵² E.v. Schwind, op. cit., s. 129 nn; R. Köttschke, *Quellen zur Geschichte der ostdeutschen Kolonisation im 12. bis 13. Jahrhundert*, Leipzig 1912, nr 2 は、彼らをオランダ人またはフランドル人と見るようであるが、証書に盛られている裁判法の規定は当時の他の文書から知りうるオランダ人の特権とは合わないとしてジェンターラは述べている。

ルハウゼンの場合は司教のフォークト (wójt biskupi) に植民者が服するという基本的な違いがある。

チューリングゲンにおけるフランケン人の植民活動は、マインツ大司教がエルフルトの近くで実施した開墾事業から推定できる。その植民者の出身地が明確に記述されているわけではないが、1104年の証書には開墾地域に建設された村の一つとしてフランケンローデ (Frankenrode) の名前が登場しているのである⁵³。マインツ大司教ルトハルド (Ruthard) の1108年の証書からは、この開墾地域が「チューリングゲンのエルフルト近くの新開地」と称され、その新開地 (novalia) からの年間の地代が 6.5 funta であったことを知りうる⁵⁴。彼ら植民者は自由民と見なされ、開墾地の相続権をもっていたとジェンターラは判断するが、それは、同じ頃のエルフルト市の証書が、彼ら入植民について、彼らは「出身地と身分は様々であるが」自由民 (liberi viri) と見なされ、彼らには特別の自由と法 (libertas et iustitia) が与えられており、彼らの経営地は自由な土地 (freigut) であると記しているからである⁵⁵。また、ラインハルツブルン (Reinhardsbrunn) の修道院の伝承が、ルートヴィヒ髭伯 (Ludwik Brodaty, 11世紀半ば頃) を森の開墾と植民の熱心な組織者と伝えているように、ルドヴィング家 (Ludowingowie) の伯たちもチューリングゲンでの植民の実践者であった⁵⁶。

マイセンへのフランケン人の入植は、この系統の植民法がさらに東方のエルツやスデーティ山麓に達して「フランケン法」の名称が誕生する切っ掛けとなるものであるが、その最初の情報は「ペーガウ修道院編年誌」(Annales Pegavienses) から得られる⁵⁷。この伝承によれば、12世紀初頭(1104-05)に伯のグロイツのヴィープレヒト (Wiprecht z Grojca) がマイセン地方のプライセ川とムルデ川の間でフランケンから入植者を招いて植民活動を組織したという。もっとも、入植者たちの権利についての詳細は不明であるが、建設された集落が植民者自身の指導者たちの名前でもって記されていることから、彼らが人格の自由をもっていたことは容易に推定できる⁵⁸。

このようにフランケン法の流れは12世紀の史料にはほとんど現れないが、そのことはこの運動が微弱なものであったことを意味しない。それは、この潮流が東フランケンに達したときに形成される植民の形態、すなわちいわゆる「森のワンの村」(wsie łąnów leśnych) の広がり証明している。「森のワンの村」とは、街道や小川に沿って農民の屋敷地が並び、その屋敷地から森の奥深くへと細長く伸びる開墾地をもつ形態であるが、ザーレ川から東のフランケン人の植民地域に登場する森林開墾村 (Waldhufendörfer) や、下シロンスクと

⁵³ *Urkundenbuch der Erfurter Stifter und Klöster* (以下、UB Erf. Stifter と略記), wyd. A. Overmann, cz. 1, Magdeburg 1926, nr 6.

⁵⁴ *Urkundenbuch zur Geschichte der jetzt die preussischen Regierungsbezirke Coblenz und Trier bildenden mittelrheinischen Territorien*, wyd. H. Beyer, t.1, Koblenz 1860, nr 413.

⁵⁵ *Urkundenbuch der Stadt Erfurt*, wyd. C. Beyer, cz. 1, Halle 1889, nr 9 (1108年); UB Erf. Stifter I, nr 11 (1116年).

⁵⁶ *Historia brevis principum Thuringiae*, wyd. G. Waitz, MG SS. t. XXIV, s. 820; *Cronica Reinhardsbrunnensis*, wyd. O. Holder-Egger, MG SS. t. XXX, cz. I, s. 518.

⁵⁷ MG SS. t. XVI, s. 247. por. przedruk w UEQ I, nr 37, s. 168.

⁵⁸ W. シュレジンガー (1937) は、皇帝家のホーエンシュタウフェン家が東フランケン、ならびにマイセンのフォークトランド Vogtland, プライセンランド Pleissnerland に大規模の王領地 domena を形成したことを示唆したが、上記の入植事業の史料は皇帝家によるそのような大規模の入植事業の存在を支持するものとジェンターラは述べている。W. Schlesinger, *Egerland, Vogtland, Pleissnerland. Zur Geschichte des Reichsgutes im mitteldeutschen Osten*, [w:] *Forschungen zur Geschichte Sachsens und Böhmens*, Dresden 1937, cyt. według przedruku [w:] tenże, *Mitteldeutsche Beiträge zur deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters*, Göttingen 1961, s. 204 nn.

バルト海沿岸の森の村 (Hagenhufendörfer) もこの「森のワンの村」のタイプに属する。

また、「森のワン」というように、農民の分与地を意味する言葉、あるいは分与地の面積単位としてポーランド語でワン (lan), チェコ語でラーン (lán) が用いられるようになったことも、この潮流の力強さを示す指標である。ワンとはレーエン (Lehen) の意味であるが、マイセンの証書がレーエンとは「フランケンの言葉」 (lingua Franconica) であるとたびたび述べているように、農民の分与地を Lehen と規定することは、12 世紀においてはフランケン系統の植民の流れにのみ限定されていた⁵⁹。それにもかかわらず、この表現は農民の分与地の同義語として lan, lán となってポーランド語やチェコ語に入っていく⁶⁰、その大きさは極めてちがっていたにもかかわらず、フランドル・オランダ法系の分与地の呼び名としてもワンが用いられるようになるのである。

なお、シロンスクにフランケン法が入ったことを確認できる最初の史料は、1203 年、シロンスクのヘンリク髭公がルビヨンジ修道院に与えた特権状⁶¹であり、またフランケン法という概念そのものは 1252 年の証書⁶²に見られる。要するに、「ドイツ法」の名は、フランドル・オランダ法系とフランケン法系の植民法がシロンスクで出会ったとき、その双方の植民法の本質が非常に似ており、しかも入植者の多くがドイツ人であったために、その共通の名称として誕生したということになる⁶³。

(Ⅲ) ドイツ法の源流

このように、人格の自由と自由で相続可能な土地保有権とが結びついた形のドイツ法の起源は、フランドル・オランダ地域とヘッセン地域に始まる植民運動に求め得るが、この二つの要素の結合という現象はさらに古い源流を辿ろうとすればどこに行きつくのか、これがこの論文の三つ目の問いである。先述のように、「封建化の空気は不自由にする」という社会現象が進行する中で二つの要素が結合しえたということは、この不自由化への動きを抑制し、克服する力が芽生えたという意義を持ち、その意味において封建社会の原則に近代に向けた風穴を穿つものであるだけに、この問いは重要である。

ジェンターラはこの問題を二つの見解を俎上に上げて検討する。一つはアンリ・ピレンヌやハンス・プラーニッツに代表される見解、すなわち、自由な商人たちの商人法が発達した結果とする見方である。時とともに、特権的な外人商人は特定の市場と永続的に結びつき、自分の居住拠点を持つようになる。また商人は在地出身の商人も加わって増加する。実際、カロリング時代の史料は、もはや商人を外人と結びつけることはない。奴隷出身で

⁵⁹ UEQ I, nr 45 (1162 年): 1162 年の皇帝フリードリヒ 1 世のマイセンにおける証書に、*octingentos mansos, qui Frankonica lingua lehen appellantur* (フランケンの言葉でレーエンと呼ばれる 800 マンス)。また、UEQ I, nr 47 (1185 年): 1185 年のマイセン辺境伯の証書にも、*mansos octingentos, qui Frankonica lingua lehn dicuntur* (フランケンの言葉でレーエンと呼ばれる 800 マンス) という表現が見られる。

⁶⁰ フランケン法のレーエン概念がシロンスクに入っていることは、シロンスクのヘンリク髭公が 1234 年にトゥシェブニツァ修道院に与えた特権状で確認できる。SUB II, nr 421: *damus ... ducentos mansos silve, quos Theutonici lein vocant,* (余は、ドイツ人たちがレーエンとよぶ 200 の森のマンスを与える)。

⁶¹ USB I, nr 334: *contulimus ... quingentos mansos magnos Franconice mesure in nemore et in montanis iuxta montem, qui dicitur Cholme, ...* (余は、....コルマと呼ばれる山の近くにある森と山麓にフランケンの度量衡で 50 大マンスを与える)。

⁶² UEQ II, nr 29: 1252 年、ヴロツワフの聖エリザベス病院の院長ヘンリクが建設請負人のヘルマンに与えた文書に、*quandam villam nostram, que Coyacowiz nuncupatur, Hermannio iure Franconico contulimus populandam, ...* (余は、フランケン法に基づいて人を入植させるために、ヘルマンにコヤコヴィチと呼ばれる村を与える)、とある。

⁶³ W. Schlesinger, *Bäuerliche Gemeindebildung*, [w:] *Die Anfänge der Landgemeinde und ihr Wesen*, t.II, (*Vorträge und Forschungen VIII*), s. 46 nn, 71 nn.

あっても商人のカテゴリーに入れば、人格の自由を法的にも認められた。さらに、10世紀に皇帝が商人たちに与えた特権状の中では、真の商人とならんで、自分の製品を売ったり、原料を買ったりする手工業者が時々登場してくる。このようにして、商人と呼ばれるカテゴリーの者たちが取引の最重要の拠点に永続的に住みつくようになると、彼らは自分の人身の自由を阻害しないような方法で、しかも同時に、手に入れた土地を好むままに利用できるような方式で獲得する必要があるということになる。

しかし、ピレンヌは、この問題では演繹法に留まって、都市内の「旧来の領主地 (*dawna ziemia dominialna*) はどこでも、地代の支払を前提とする土地所有、地代を条件とする自有地 (*czynszowe alodium*) へと変化する」と述べるのみで、どのようにしてそこに到達したかは説明しない⁶⁴。ピレンヌの弟子であるギヨーム・デ・マレ (*Guillaume des Marez*) も、都市の形成を知ろうとすれば、土地財産の出自を知る必要があると指摘しながらも、都市における商人による土地の占有がどのような法的形態の中で形成されたかを追求しようとはせずに、商人は封建的従属に入るという条件のもとでは土地を手に入れようとはしないということを経験もなく認めてしまう⁶⁵。アルヌルフ伯 (*Arnulf*) が941年にゲントの市場集落に発給した証書に、自由な相続権を内包する土地の集団的な付与の始まりを見ようとするファン・デン・リンデン (*H. van den Linden*) とファン・ヴィンテル (*J. van Winter*) の研究にも納得はできない。伯の証書からは、ゲントの商人たちが支払う料金の性格と彼らの土地保有の方法について何も知ることはできないからである。また、ハンス・プラーニッツは、ナウムブルク司教カダロ (*biskup naumburski Kadalo*) がナウムブルクに移住しようとするイェナの商人たちに与えた特権状を根拠に、商人の権利から土地の相続的で自由な占有が導かれたと考える⁶⁶。だがやはり、証書からは、外来者に与えられた土地への権利と商人の権利との間の直接的な関係が導き出せない⁶⁷。結局、商人法で保護されていた商人団体の場合、土地の完全借地権というローマ法の考え方が都市において維持されていて、そのローマ法を利用しながら土地への権利を獲得したという見方も可能ではあるにしても、この点を証明する直接的な証拠がないとジェンターラは述べている。

それゆえ、ジェンターラが支持するのはいま一つの見方、すなわち、プレカリア (*prekaria*)、そしてその発展形としての恩貸地制 (*beneficium*) と8-9世紀のカロリングの王たちが国境地方で実施した軍事植民との結合に植民法の源流を求める見解である。

ローマ帝国末期のプレカリアは多様な形態をもつが、のちの自由で相続的な保有にもっとも近い形としては *precaria data* がある。このプレカリア・データとは、地代 (*czynsz*) の支払あるいは何らかの勤務の遂行を条件として一定期間または終身の利用として与えられる土地財産である。この用語は中世の史料には稀にしか登場しないが、それは近い形態である恩貸地制に急速に取って代わられるからである。

その恩貸地制の形態も様々な方向に発展し、多様な社会的内容を孕んでいくことになる。つまり、恩貸地制は、官職封 (*lenna urzędnicze*) や騎士封 (*lenna rycerskie*) へと発展す

⁶⁴ A. Pirenne, *L'origine des constitutions urbaines au Moyen Age*, [w:] tenże, *Les villes et les institutions urbaines*, t. I, Paris-Bruxelles 1939, s. 67; tenże, *Les villes du Moyen Age* (1925), Zientara cytuje według przedruku tamże, t. I, s. 410.

⁶⁵ G. des Marez, *Étude sur la propriété foncière dans les villes du Moyen Age*, Gand-Paris 1898, s. X, 13 nn.

⁶⁶ MG Dipl. IV, 194; H. Planitz, *Frühgeschichte der deutschen Stadt*, „Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte“, Germanistische Abteilung, 63, 1943, s. 83 n.

⁶⁷ Por. K. A. Kroeschell, *Weichbild. Untersuchungen zur Struktur und Entstehung der mittelalterlichen Stadtgemeinde in Westfalen*, Köln-Graz 1960, s. 12 n.

るだけでなく、ミニステアーレンへの封 (*lenna ministrialów*) をも生み出したし、また恩貸地の概念は不自由な農民がもつ相続権付きの持分地を表現するためにも使われた (*beneficium quod lazgut dicitur; feodum servile*)。カール・ランプレヒト、エルンスト・フォン・シュヴィンド、ジークフリート・リートシェル *Siegfried Rietschel* らは、この恩貸地制やレーエン法の多様な形態の中に地代の支払いを条件とする自由で相続的な土地保有、すなわち 11-12 世紀に誕生する植民法の本質的要素の源流を求めた。ランプレヒトが特に注目するのは地代の支払を条件に与えられる恩貸地であり⁶⁸、10-13 世紀のライン沿岸地域における土地付与の証書を分析したフォン・シュヴィンドは、レーエン法の多様性ととも、農民的と騎士的、また自由な保有と不自由な保有との間には厳密な差異のないことを強調した⁶⁹。

しかし、ランプレヒトら 3 人の古い研究は教会関係の史料に主として依拠し、自由で相続的な土地保有の源流についての分析を、軍事義務と結びつけたさらに古い時期の王の恩貸地へと広げることを避けていた。だが、初期中世におけるフランク社会の構造とカロリングの史料に登場する自由な農民の起源に関して議論が再開されたことにより、この方向に視点を向けることが可能になった。フランクやランゴバルドの王たちが王の土地と目される国境の無人の地域や他の戦略的に重要な地域に農民たちを入植させる、屯田兵的な軍事植民に関する議論である⁷⁰。

この入植民の入植時の性格に関しては、古ゲルマン人の自由民の子孫に求める立場と、社会的な実践が生んだ新しい社会層と見る見解があるが、その問題には関係なく⁷¹、重要なのは、国家の周辺領域への国王による植民事業の存在が明白な事実として確認できたことであるとジェンターラはいう。また、ドイツの史学は、この軍事植民者の自由と土地財産は軍役をはじめとする国王への義務によって制限されているという理由から、彼らを「国王自由人」(*Königsfreie*) と規定するが、ジェンターラは、フランクの史料では彼らは単に「自由なフランク人」(*franci homines, friero Frankono*) と記されるのであるから、彼ら軍事植民者を古い定住地域の自由民と区別することは難しいとの認識をもっている。ともあれ、「国王自由人」の大半は、王が彼らの義務を家臣や教会に移した結果、特権化された地位を失い、従属的な農民と同列に置かれるようになるものの、軍事義務を長く維持した者たちはその社会的低落を免れた。その相続人たちが、ヴェルツブルク周辺の *bargildowie*、バイエルンの *barszalkowie* (*barscalci, Barschalken*)、スイスの自由農民、東ザクセンの *bieregeldowie* である。さらに、ドイツのザクセン朝時代にも軍事植民の新たなグループが形成された。ハインリヒ 1 世がチューリングゲンとスラヴの地域の境に植民させた農民兵士 (*milites agrarii*)、ホルシュタインのマルコマンニ (*marcomanni*) がそれである。

ジェンターラは、この軍事植民の農民グループの自由が後の植民の自由のもととなったと考える代表的な歴史家としてハインリヒ・ダネンバウアーの名を挙げているが⁷²、とも

⁶⁸ K. Lamprecht, *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter*, Leipzig 1886, t. I, cz. 2, s. 902.

⁶⁹ E.v. Schwind, op. cit., s. 90 nn.

⁷⁰ Th. Mayer, *Mittelalterliche Studien. Gesammelte Aufsätze*, Lindau-Konstanz 1959, s. 139 nn., 164 nn.; H. Dannenbauer, *Grundlagen der mittelalterlichen Welt. Skizzen und Studien*, Stuttgart 1958, s. 240 nn, 329 nn.; K. Bosl, *Frühformen der Gesellschaft im mittelalterlichen Europa*, München-Wien 1964, s. 180 nn.; W. Schlesinger, *Die Entstehung der Landesherrschaft*, Dresden 1941, s. 79 nn.

⁷¹ ジェンターラ自身は古ゲルマンの自由民の子孫説を取るが、その参考文献として E. Müller-Mertens, *Karl der Grosse, Ludwig der Fromme und die Freien*, Berlin 1963 を挙げている。

⁷² H. Dannenbauer, *Freigrafschaften und Freigerichte*, [w:] *Grundlagen der mittelalterlichen Welt. Skizzen und Studien*, s. 324 n.

あれ、11-12 世紀に軍事的目的ではなく、耕地の増大、農業の生産性と人口と所領からの収入の拡大が植民の目的となったときに、新しい植民法の形成のためのモデルを提供したのが、いくつかの古い自由農民グループの存続 (bargildowie, biergeldowie, barszalkowie 等) であったと考えるのである。そして、フランケン系の植民法で農民の分与地を表現する用語としてレーエンが用いられるが、その事実も軍事植民者である「国王自由人」の古い法に植民法のさらに古い源流があることを示唆しているともいう。他方、都市の発達も植民法の形成に重要な役割を果たしたが、その都市における自由で相続的な土地保有の形成に際しても、その法的起源は恩貸地にあるとジェンターラは見ている。

こうして、「ドイツ法」の起源は、フランドル法とオランダ法を通してマース川とライン川の間地域に、そしてまたフランケン法を通してヘッセンのライン中流域に辿りつくことができ、さらには、そうした二つの地域における植民法のモデルの源流は恩貸地制度を利用したカロリングの軍事植民に求めることができる。しかし、このことは、11-13 世紀のヨーロッパの大植民運動で適用されたあらゆるタイプの植民法がフランクの軍事植民から発したということの意味しない。フランクの王たちと同様に、ランゴバルドの王たちも北イタリアでよく似た植民を組織した。10 世紀末に始まると見られる南フランスでの新村の建設は、北フランスやドイツの植民系統とは異なるものであった。また、これよりも幾らか早い 9-10 世紀、アストリアの王たちはムスリムの支配から解放したイベリア半島の領域で植民を行なったが、この植民にはフランクの影響のみならず、西ゴートの軍事植民の伝統に依拠した可能性もありうるという⁷³。そして、その上で、西欧のすべての王国でビザンツの軍事植民の影響が及んでいたことも想定すべきであるという。だが、ジェンターラが最後に強調しているのは、出来合いのモデルを使わなくとも植民の自由の形成は可能であるという点である。ある条件下においては、軍事的あるいは経済的観点から無人あるいは人がまばらな地域への植民が必然となる。その場合、植民者には、開墾や経営化の努力に対して割が合うだけの、あるいは無人地でさらす生命の危険を償うだけの権利を保障する必要があるからである。その際、そうした権利の中に人格の自由と保有権の保証とが属すべきことは当然のことであったし、自治は、通常はこれらの権利と結びついているだけでなく、様々な共通の利益を守るためには植民者たちが共同する必要性があり、その結果として生じると結んでいる。

おわりに

ジェンターラの論点をまとめれば次のようになるだろう。ドイツ法という概念はスラヴの地域で形成された (史料に最初に登場するのは 1220 年代である)。その中身は、ドイツ人の植民者たちが享受する裁判法などのドイツの法的慣習というよりは、彼らがつなぐ一連の基本的な植民特権、中でも人格の自由、自由で相続権のある土地保有、ならびに自治裁判権である。それゆえ、西欧から東方へと向う二つの主要な植民運動の潮流であるフランドル・オランダ系統とフランケン系統を追っていけば、そうした植民特権は 10 世紀、ライン川とセーナ川の間地域で誕生したことが確認できると同時に、その植民特権の法的モデルはカロリングの恩貸地制に源流をもつと考える。しかし、ドイツ法の形成へと向う潮流は

⁷³ Ch. Higounet, *Zur Siedlungsgeschichte Südwestfrankreichs vom 11. bis zum 14. Jahrhundert*, [w:] *Die deutsche Ostsiedlung des Mittelalters Reichenau Vorträge 1970-72*; D. Claude, *Die Anfänge der Wiederbesiedlung Innerspaniens*, [w:] *ibid.*

ヨーロッパの植民過程の一部分であり、北部スペインや南フランスでもよく似た植民特権が生まれている。したがって、植民特権の形成は、ローマ法の影響の可能性如何という問題は別にして、根源的には植民を組織していく上での人間的な必要性から生じたといえる、以上である。

このような個々の事実自体は実は決して新鮮な発見ではない。ジェンターラの論証の展開方法や彼が利用する史料や文献、またこの拙稿の冒頭での研究史からも窺い得るように、その知見の大方はすでに知られていたものである。だが、ドイツ植民やドイツ法の研究史を振り返る時、1978年という時点での彼の論文がもつ意義は大きい。この論文はそれまでの先行研究を博捜し、盛期中世における開墾と植民の世紀の始まりとともに自由な農民が出現してくる原因は何かと問いながら、ドイツ法の起源の問題をあらゆる側面から論じて既存の学知を繋ぎ、そうすることによって民族主義的観点からの不毛の論争に決着を付けたのである⁷⁴。

最後に冒頭の問題意識に立ち帰るならば、我々にとって重要な問いとして浮かび上がってくるのは、植民者の自由やその自由を生み出させた諸要因が国家や社会の再編において果たす機能であろう。ガヴラスが指摘するように、これは「植民を通じての領域支配」(władztwo terytorialne poprzez kolonizację, Landesherrschaft durch Kolonisation)の形成の問題であり、1923年にケチュケのゼミナリストのM.イエネッケが上ラウジツにおける諸関係の分析から植民を通じての「支配の構築」(Herrschaftsbildung)として提示した課題に遡る⁷⁵。ドイツでは聖俗の諸侯が12世紀に植民を組織し、自由な村と都市をつくることにより、それまでの古い部族大公領が消滅して新たな強力な領邦が形成され、その結果としてドイツは王国としての統一性を失っていく。一方ポーランドでは、従来の分領公国制を克服して1320年に統一王国が復活する。ポーランドではドイツと違って、聖俗の有力者が領邦を形成することに失敗したのである。このことは、ピアスト家の諸公そして後には王がドイツ植民とドイツ法に基づく建設ならびに市場経済をもたらす利益をほぼ独占し、封建的エリート層に対してはその利益をせいぜい土地領主制(荘園制)の形成に利用する程度に押し止めたということの意味するであろう。もちろん、東中欧においては、とくに農民の自由は近世には形骸化されていき、それにつれて都市の活気も失われていく。しかし、忘れるべきでないのは、史料においても垣間見られる中世の植民者たちの旺盛なエネルギーと領主に対する忠誠心の強さである。シロンスクのヘンリクフに建立されたシトー会修道院で13世紀後半にいわゆる『ヘンリクフの書』が作成されているが、そこには13世紀半ば、スデーティ山麓の原生林に突進する開墾者たちのグループの奮闘振りが描かれている。建設請負人に率いられた彼ら植民者たちの一団は様々な領主の下に組織され、競合しあっていた。ある時、或る騎士側の開墾者たちが修道院領の森に侵入すると、修道院側の農民たちは暴力をもってこれを追い払った。彼ら農民は自分たちの行為を、「余所者が植民を目的に我々の主人たちの相続地を侵蝕し、後々も我が相続人たちの労働の果実が峯り

⁷⁴ Cf. Gawlas, op. cit., s. 7. このジェンターラ論文の意義がドイツにおいても認められていることは、同じ趣旨の彼のドイツ語論文がドイツの雑誌に掲載されているという事実からもわかる。B. Zientara, *Der Ursprung des „deutschen Rechtes“ (ius Theutonicum) auf dem Hintergrund der Siedlungsbewegung in West- und Mitteleuropa während des 11. und 12. Jahrhunderts*, in: *Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus* 2, 1978, S. 119–48.

⁷⁵ Gawlas, op. cit., s. 7–8. M. Jänecke, *Die Oberlausitzer Herrschaften. Spezielle und allgemeine Probleme aus ihrer Geschichte und historischen Topographie*, (Diss) Leipzig 1923.

取られるというのは我慢ならぬ」と説明したという⁷⁶。この現象は、聖ベネディクトゥスのヨーロッパの王国や領邦が植民を通じて形成されるより緊密な関係で結ばれた小さな自治の団体を基盤にして構築されていくということを示唆していよう。モスクワ・ルーシでも農民たちは盛んに植民に精を出したが、そこでは植民と領域支配と土地領主制の関係はどう展開するのであろうか⁷⁷。

⁷⁶ 井内敏夫「シトー会修道院『ヘンリクフの書』にみる13世紀ポーランド社会の変容——土地領主制・「公の農民」・ドイツ植民」同編著『ヨーロッパ史のなかのエリート——生成・機能・限界』太陽出版、2007年、140 - 141頁。

⁷⁷ 鳥山成人『ロシア・東欧の国家と社会』恒文社、1985年の第9章（5）「植民の歴史としてのロシア史」と（7）「<諸身分の緊縛と解放>」を念頭においている。